

3佐々町監査委員公表第3号

財務監査の結果について

令和3年10月27日に実施した財務監査について、地方自治法第199条第1項の規定に基づき監査を行った結果を別紙のとおり公表します。

令和3年11月4日

佐々町監査委員 野口 末裕
佐々町監査委員 永安 文男

監査結果報告

- 1 監査の種別 財務監査
- 2 監査の対象 令和3年度現予算(補正第8号まで含む)における新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況(7件)
(監査対象期間:令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)
- 3 監査の期間 令和3年10月27日(水曜日)

4 監査の範囲及び方法

令和3年度現予算(補正第8号まで含む)における新型コロナウイルス感染症対策事業に係る予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか、財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかについて、担当課より提出資料や各事業に関する文書等の提示を受け、書類審査を行った。

5 監査の着眼点

- (1)各事業の進捗状況、事業効果について
- (2)法令や町の財務規則や要綱に基づいた事務処理について

6 監査の内容

①PCR検査等の費用助成事業

1人あたり2万円を上限とし4回まで申請可能。新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスクの軽減を図ることを目的としている。申請期限は令和4年2月末までとなっており、9/30現在、60件助成されている。

②自宅待機生活支援事業

新型コロナウイルスの感染者または濃厚接触者として、保健所から自宅待機を求められた方で、親族等の支援を受けることが困難な方に対して食料品や衛生用品の支援を行うことを目的としている。保健所から対象者へ案内し役場に連絡があった方に対応しており、9/30現在、9人への支援が行われている。

③佐々町学生等臨時応援給付金

就学に係る費用や就学の継続が困難となっている学生を支援することを目的と

し、1人につき10万円を給付。令和3年9月末で受付及び支給が終了しており、297人に給付された。

④佐々町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯)支給事業

令和3年4月分の児童手当受給者のうち令和3年度分の住民税均等割が非課税である者等(公務員を除く)については、申請不要、令和3年4月分の児童手当受給者のうち、新型コロナウイルスの影響で、家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者等は要申請となっており、支給額は児童1人当たり一律5万円。9/30現在、申請不要分は123名、要申請分は15名に支給されている。申請については、令和4年2月28日までとなっており、未申請者への制度周知及び申請勧奨が行われている。

⑤佐々町新型コロナウイルス感染症対策推進の飲食店支援給付金

来客、売上高が減少している町内飲食店を対象に、町民が安心して利用できる飲食店とするために必要な活動をしてもらうことを目的としている。県の認証制度「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」へ申請した事業者には1店舗あたり10万円を給付。

町内の飲食店に県の認証制度へ申請をしていただくよう商工会と連携し勧奨を行っているため、申請件数は増加している(9/30現在17店舗)。比例して認証店が増加することで、町民が安心して利用できる店舗が増加している(9/30現在34店舗)。

⑥佐々町飲食店応援給付金

この事業は町独自の事業で、県の営業時間短縮要請協力金の対象にならない事業者(日中のみの営業)へ1店舗当たり20万円を給付。事業の進捗については、商工会と連携し勧奨を行っている。9/30現在、申請件数は4店舗。該当する店舗を20店舗想定しているため、未申請の事業者には再度周知を図る予定。

⑦営業時間短縮要請協力金(第1期、第2期、第3期)

(第1期:8/10~8/23、第2期:8/24~9/6、第3期:9/7~9/12)

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県の営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮に協力した飲食店に、前年または前々年の該当月における1日当たりの売上高に応じて協力金を支給。

9/30現在、第1期61店舗、第2期56店舗、第3期55店舗へ支給されている。

未申請店舗については、期限までの申請勧奨を行う予定。

また、担当課において、期間中営業がされていないか実地確認が行われた。

7 指摘事項 特になし。

8 その他特記事項

・住民福祉課(④佐々町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯)支給事業

要申請者の把握が難しいとのことであったが、広報紙やホームページで再度周知を行うと同時に、他課との連携を図り、広く対象者の把握に努めること。

・産業経済課(⑤新型コロナウイルス感染症対策推進の飲食店支援給付金、⑥佐々町飲食店応援給付金、⑦営業時間短縮要請協力金(第1期、第2期、第3期))

いずれの事業も未申請事業者に対し、申請勧奨を行い、支給漏れがないように努めること。

9 まとめ

今回の財務監査では、申請書等を確認した結果、法令や町の財務規則や要綱等に基づき適正に処理されており、指摘事項は確認されなかった。

新型コロナウイルス感染症への対応という未曾有の状況のなか、通常業務を進めながら、新型コロナウイルス感染症対策事業を遅滞なく、概ね所期の目的の達成に向けて効率的に実施されている。現在、新型コロナウイルス感染者は、減少傾向にあるが、今後、第6波への備えも必要と考えられるため、対策事業の実施にあたっては、これまでの対応を検証し、町民の生活支援、経済及び雇用対策など、さらに効率的、効果的に実施されたい。また、事業の実施にあたっては、事務分担のあり方、職員の勤務実態にも十分に配慮されたい。